

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第11関係）
6 次産業化整備支援事業	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び実施計画書の内容について確認し、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び食料産業局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点</p> <p>審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等</p> <p>なお、課題提案書の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係</p>

る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

(2) 事業内容及び実施方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(3) 事業の効果

- ① 期待される成果
- ② バリューシステムに係る取組（実需者・消費者への商品価値の提示等を行う取組）を行っている。
- ③ イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの分野で新結合を行う取組）を行っている。
- ④ 日本経済全体の底上げに資する取組（競合商品・競合先がなく、新しいマーケットを対象とした取組等）を行っている。

(4) 行政施策等との関連性

(1)～(3)の審査項目の他、次に該当する場合には、審査において考慮されます。

- ① 事業主体の所在する市町村で、地産地消の促進計画を策定している。
- ② 事業主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている。
- ③ 商品の製造工程においてHACCPを取り入れている（又は取り入れる見込みがある）。
- ④ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であるか。